

## 朝霞市条例第 2 1 号

朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和 4 8 年朝霞市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級の障害を有するもの

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下同じ」を「次の各号に掲げるものを除く」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金  
(2) 第 2 条第 1 項第 6 号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

第 4 条第 4 項中「第 6 条に規定する受給者が対象者に係る」を「対象者が」に、「当該受給者」を「当該対象者」に、「同項」を「第 1 項」に改める。

第 7 条の見出しを「（受給資格の確認）」に改め、同条中「被保険者証、組合員証若しくは加入者証の提出又は」を削り、「の確認を受け、受給者証を提示しなければならない」を「及び受給者証等により受給資格を持つことの確認を受けなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、  
公布の日から施行する。